

アルコール健康障害に係る国の動向

資料 5

「健康に配慮した飲酒に関するガイドラインリーフレット」の作成

○厚労省は、アルコール健康障害の発生を防止するため、国民一人ひとりがアルコールに関連する問題への関心と理解を深め、自らの予防に必要な注意を払って不適切な飲酒を減らすために活用されることを目的として、「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」を作成（令和6年2月）

（内容）

基礎疾患等がない20歳以上の成人を中心に、飲酒による身体等への影響について、年齢・性別・体質等による違いや、飲酒による疾病・行動に関するリスクなどを分かりやすく伝え、その上で、考慮すべき飲酒量（純アルコール量）や配慮のある飲酒の仕方、飲酒の際に留意していただきたい事項（避けるべき飲酒等）を示すことにより、飲酒や飲酒後の行動の判断等に資することを目指す

○アルコール健康障害の発生防止のための広報・啓発資料として活用してもらうため、リーフレットを作成（令和6年4月）



純アルコール量とアルコール分解時間を把握するツール「アルコールウォッチ」をリリース

○飲酒にあたっては、純アルコール量に着目しながら、自分に合った飲酒量を決めて、健康に配慮した飲酒を心がけることが大切

○本ツールは、飲んだお酒の種類と量を選択することで純アルコール量と分解時間を簡単に把握でき、飲酒や飲酒後の行動の判断のために活用されることを目的に作成（令和6年9月）

■ ツールイメージ



アルコールウォッチのトップ画面



自分の飲んだお酒を選択して自動計算できる



アルコールウォッチの結果画面

■ 依存症の理解を深めるための普及啓発事業特設サイト

URL：

<https://izonsho.mhlw.go.jp/alcoholwacth/>

アルコール健康障害対策推進基本計画の変更

○アルコール健康障害対策基本法第12条は、次のとおり規定

- ・政府は、アルコール健康障害に関する状況の変化を勘案し、及びアルコール健康障害対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも5年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。
- ・計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣は、あらかじめ関係行政機関の長に協議するとともに、アルコール健康障害対策関係者会議の意見を聴いて、アルコール健康障害対策推進基本計画の変更の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

○アルコール健康障害対策関係者会議の開催状況

(第30回) 令和6年10月28日

- ・第2期アルコール健康障害対策推進基本計画の令和5年度取組状況について
- ・純アルコール量とアルコール分解時間を把握するツール「アルコールウォッチ」について
- ・アルコール健康障害対策推進基本計画の検討スケジュール ほか

(第31回) 令和7年1月27日

- ・第3期アルコール健康障害対策推進基本計画に向けた検討について ほか
 - アルコール問題のある親と暮らす子どものニーズと家族支援
 - アルコール家族（ヤングケアラー）の現状とその対策への要望 など

(第32回) 令和7年3月24日

- ・第3期アルコール健康障害対策推進基本計画に向けた検討について ほか
 - アルコール健康障害における内科（身体科）の立ち位置
 - 子育て支援を通じたアルコール使用障害からの親子の回復 など

○今後のスケジュール
(令和7年度)

概ね4～5回程度 基本
計画の変更について審議